

非同盟運動の立場を再確認した調整ビューロー閣僚会議

非同盟諸国運動調整ビューロー閣僚会議が、7月20日、21日会議の議長国であるベネズエラの首都、カラカスで開催されました。会議には、加盟国120カ国、オブザーバー7カ国、国連を含む10の多国間国際機関、その他14の特別招待国の代表会議が参加しました。会議では、非同盟運動の目的、原則、役割についてのハバナ宣言（2006年）、マルガリータ宣言（2016年）、バクー宣言（2018年）の方針が再確認されました。



会議に出席した代表

非同盟運動は、いうまでもなく、多様な、しばしば対決さえする思想や政治的行動計画を持った国々が参加しています。政治体制もアラブ首長国連邦、サウジアラビアなどの君主制、モロッコ、タイなどの立憲君主制、インド、エジプトなどの共和制まであります。米欧との関連においても、コロンビア、ヨルダン、アゼルバイジャンなどの親米国家から、イラン、キューバ、ベネズエラなどの反米国家まで、極めて多様なものがあります。また米国主導の反マドゥーロ政権グループであるリマグループの中で、チリ、コロンビア、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、パナマ、ペルー、セントルシアは非同盟加盟国です。非同盟諸国運動は、核廃絶の問題でも積極的に取り組んでいますが、加盟国の中で、インド、パキスタン、北朝鮮は核保有国です。核兵器禁止条約の批准国24カ国のうち、非同盟加盟国は、12カ国です。

このように、多様な性格の国々が、多様性を尊重し非同盟運動に参加しているのは、非同盟運動参加国の資格が、下記のようなものであり、そこでは、体制の性格は問われてはいないからです。多様な政治体制が集まった120カ国の対外路線での団結した集団です。

第6回非同盟諸国首脳会議（1979年9月3-9日ハバナ開催）

政治宣言

第17条

上記の原則と目的の文脈において、非同盟諸国首脳は、1961年に合意された運動の一員としての加盟の次の基準を再確認した：

- 1) その国は、異なった政治的・社会的制度をもつ国家間の共存および非同盟に基づいた独立した政策を採用していること、もしくはこのような政策をめざす傾向を示していること。
- 2) 当該国は、民族独立運動を一貫して支持していること。
- 3) その国は、大国間の紛争に関連して締結された多国間軍事同盟の一員ではないこと。
- 4) ある国が、大国との二国間軍事協定を有していたり、もしくは地域防衛協定の一員である場合には、合意または協定は、大国間の紛争との関連で故意に締結されたものであってはならない。
- 5) もしある国が外国に軍事基地を提供している場合には、その供与は大国間の紛争との関連で行われているものであってはならない。

また、上記のように今回の調整ビューロー閣僚会議で再確認された、非同盟の当面の課題は



第14回首脳会議(2006年)で次のように定められています。そこでは、「全会一致によって合意された共有の価値観と優先課題にもとづいて発展途上国間の統一、連帯および協力を促進する」とあり、共通の価値観と優先課題に基づく、共同行動

であることが明記されています。また、人権問題の促進する場合、(内政問題に介入して) 政治的問題にしないことが強調されています。

第14回非同盟首脳会議宣言(2006年9月16日)

「現在の国際的局面における非同盟運動の目的、原則および役割にかんする宣言」

8. バンドン原則と1961年のベオグラード首脳会議で非同盟運動を創立した原則と目的に喚起され、ハバナに集まった非同盟運動加盟国の国家・政府首脳は、今日の国際情勢のもとでの運動の目的は以下のものと宣言した。

- a. 多国間主義を促進、強化し、この関連で、国連が果たすべき中心的役割を強化する。
- b. 国際関係システムにおける共通利益を促進・擁護するための発展途上国の政治的調整のフォーラムとしての役割を果たす。
- c. 全会一致によって合意された共有の価値観と優先課題にもとづいて発展途上国間の統一、連帯および協力を促進する。
- d. 国際の平和と安全を擁護し、国連憲章と国際法の原則と目的にそって平和的手段によってすべての国際紛争を解決する。
- e. 国際法、とくに国連憲章に明記された諸原則にもとづいて、すべての国々のあい

だの友好・協力関係を促進する。

- f. 国際協力を通じて、適切な発展を促進、奨励する。この目的のため、豊かな国も貧しい国もすべての国ぐにが、平等な条件と機会のもとに、しかし異なった責任をもって、国際的な経済関係に全面的に参加することを強化し保障する政治戦略の実行を共同で調整する。
- g. 普遍性、客観性、公平性、非選別の原則にもとづいて、万人のためのすべての人権と基本的自由が尊重され、それが享受され、擁護されるよう促す。そのさい、人権問題の政治化を避け、それによって、個人および諸国民のあらゆる人権が、発展にたいする権利もふくめて、バランスよく促進され擁護されるようにする。
- h. 政治、社会、経済上の体制にかかわりなく、諸国間の平和的共存を促進する。
- i. 単独行動主義のあらゆる現われ、および、国際関係において覇権主義的支配をねらうあらゆる試みを非難する。
- j. 一国および諸国グループによる武力行使の威嚇、侵略行為、植民地化、外国の占領およびその他の平和の破壊をはじめ、国際の平和と安全にたいする脅威に共同で対処するために、行動や戦略を調整する。

一部に、非同盟運動の共通の課題を進める上で、相手国の国内問題を持ち出して可否を判断する主張が見られますが、この立場は非同盟運動の歴史と本質を否定するものであり、非同盟運動を解体する主張といっても過言ではありません。

以上のように、実に様々な政治的、思想的、経済的傾向を持つ国々120カ国が、今回の非同



盟諸国運動調整ビューロー閣僚会議で、国連憲章、国際法を順守しつつ、バンドン10原則、主権、政治的独立、国家間の主権の平等、領土保全、加盟国間の国境の不可侵、すべての国家、民族に対する内部問題不干渉、侵略行為、平和への脅威を禁止、平和的手段を通

じた国際紛争の解決を再確認したことは重要です（下記、カラカス政治宣言参照）。これらの原則は、アメリカ・ファーストを掲げるトランプ政権の外交政策とは真っ向から対決するものです。それゆえ、米国のトランプ政権の単独行動主義が、世界を闊歩する中で、多国間主義を掲げる非同盟運動がそれに立ちふさがり、トランプ政権は、それらの非同盟諸国に経済制裁を科しています。現在米国の経済制裁を受けている国21カ国の中で、南スーダンをのぞき、すべては非同盟運動加盟国なのです。そのため、今回の会議は、非同盟諸国に対する米国の一方的な抑圧措置を検討する作業グループを設置することを決定しました。

今回の会議では、ベネズエラのマドゥーロ政権の正当性を 120 カ国が満場一致で承認しました。「パレスチナについての非同盟運動閣僚委員会の政治宣言」においては、より明白に次のように述べています。

「25. 出席閣僚は、ニコラス・マドゥーロ・モロス、ベネズエラ・ボリーバル共和国大統領が、非同盟運動議長資格から、パレスチナに関して非同盟運動の立場を支持し強化しており、その個人的な、また無条件の努力を認めることを表明した」。

ベネズエラのモンカダ外相は、「米国の脅迫の中で、今日 120 カ国、国連の 3 分の 2 が、ニコラス・マドゥーロ、ベネズエラ大統領の政権を交代させようという非立憲的な行動を拒否し、正当性を認め、国連からベネズエラを除名しようという考えを拒否した」と協調しました。会議前の 18 日グアイドー国会議長は、世界で 54 カ国がグアイドーを大統領として承認していると述べていましたが、こうした明白な事実を、ベネズエラの保守系の新聞「エル・ユニベルサル」紙も、「非同盟運動加盟国 120 カ国、単独行動主義を批判し、ベネズエラ政府への支持を承認した。」と報じました (El Universal, junio 21, 2019)。マドゥーロ大統領の正当性を認める国々は、非同盟諸国以外にも 6 カ国あり、126 カ国にのびります。

ベネズエラは 2016 年以來、非同盟運動の議長国を務めており、10 月にアゼルバイジャンで開催される第 18 回非同盟諸国首脳会議で、議長国を同国に引き継ぐことになっています (アゼルバイジャンと非同盟運動の関係については、清水学「アゼルバイジャン外交と非同盟主義—イランとイスラエルの狭間—」『中東レビュー Vol.6 (2018-19)』を参照こう)。

以下に、非同盟諸国運動調整ビューロー閣僚会議 (非同盟諸国参加国：120 カ国) で満場一致で採択されたカラカス宣言を紹介します。

カラカス政治宣言 (全訳)

われわれ、非同盟諸国運動外相は、2019 年 7 月 20 日及び 21 日にベネズエラ・ボリーバル共和国、カラカス市に参集し、運動の調整ビューロー外相会議として、国際情勢及び、2018 年 4 月にアゼルバイジャン共和国バクー市で開催された第 18 回非同盟諸国運動中間期会議の成果の実施の進展状況を再検討するため、また特に平和の推進と強化のための国際法を順守する緊急の必要性について率直に討議し、反戦勢力、平和愛好勢力として非同盟運動の状況と役割を改善するというわれわれの決意にしたがって、以下のことを決定した。

1. 平和、繁栄の世界、公正・平等な世界秩序の確立をめざし、バンドン諸原則にしたがい、またその理念と目的にしたがい、運動を進めるため、非同盟運動の恒常的信頼と確固たる責務を再確認し、強調する。
2. これまでの運動で採択されたすべての原則的立場と決定が適切であること、またそれらを支持することを再確認する。

3. 現在の国際的状況において、非同盟運動の目的、原則、役割についてのハバナ宣言（2006年）、マルガリータ宣言（2016年）、バクー宣言（2018年）の方針を再確認する。
4. 国連、国連憲章、国際法へのわれわれの揺るぎない支持を再確認し、またそれらが、平和と国際安全保障の維持のために、また国際協力の強化のためには必要不可欠かつ基本的な手段であることを再確認する。
5. 国際法の諸原則と国連憲章に従う諸国家の責務の厳密な履行は、平和と国際安全保障の維持のためには特に重要である。非同盟諸国運動加盟国は、領土保全、主権、政治的独立、加盟国間の国境の不可侵を尊重することを再確認する。国際法のこれらの諸原則を支持し、推進することを再度約束する。
6. 主権、国家間の主権の平等、領土保全、いかなる国家、民族への内部問題不干渉の原則を擁護する。侵略行為、平和への脅威を禁止するための効果的手段を採択する。平和的手段を通じた国際紛争の解決を擁護し、推進し、強化する。こうしてこそ、平和、国際安全保障、正義は危険を免れる。国際関係において、国連憲章の目的と原則に違反するあらゆる国の領土保全および政治的独立に反する力の行使、また軍事侵略を慎むこと。外国の占領に反対するたたかいにおいて、諸国民の権利の平等、民族自決の原則を尊重して友好的な関係を発展させる。政治的、経済的、社会的、文化的あるいは人道的性格の国際問題を解決し、国際的責務と国内法にもとづいて、人種、性別、言語、宗教の区別なく基本的権利と自由の尊重を推進し、強化する。
7. 国際法、国連憲章、国家間の平和的関係を律している基準と原則にしたがい、紛争の平和的解決を尊重する原則的立場を、また、力あるいは脅迫の不行使、また相互尊重の基礎の上に国家間で政治的な理解と建設的な対話を推進し、かつそれを再確認する。
8. 単独行動主義、特定の国々により押し付けられた単独行動主義的な措置に反対することを再確認する。これらは、国連憲章、国際法、人権の侵害を、また国内政治の目的を達成するための手段として力の行使による脅迫、圧力、抑圧的な措置を生み出しかねない。これらの措置は、国際的水準において、また国際関係において法治国家にたいして、否定的影響を与えることを考慮しなければならない。
 - a. 単独行動主義的、抑圧的な措置、あるいは第三国に適用する法律、一方的な経済制裁、非同盟諸国に圧力を行使する目的で科せられている威嚇的及び一方的な旅行制限を承認し、採用し、適用することを慎む—これらは、主権と独立、貿易・投資の自由に脅威を与えるものであるが—、また、非同盟諸国が自らの自由な意思で、自らの政治、経済、社会制度を決定する権利を妨害することを慎むこと。これらの措置や法律は、国連憲章、国際法、貿易の多国間制度、諸国家間の友好関係を律している基準と原則に対する重大な侵害となるものである
 - b. これらの措置を効果的に逆転する努力を継続し、また、国連総会及びそのたの国連機関

が要請したように、その他の国々も同じように行動するよう要請する。完全かつ即時にこうした措置や法律は廃止するように、諸国に要請する。

- c. 国際法にしたがい、侵略行為あるいは単独行動主義的もしくは第三国に適用する抑圧的措置の導入による被害に対する賠償を、影響を受けた国々が要求することをあらためて支持する。これらの措置は、国際法違反である。
 - d. 非同盟諸国及びその他の国々、とりわけ発展途上国に圧力をかける手段として国々が行っている一方的評価及びレッテル貼りに断固反対する。
9. 非同盟運動加盟国、とりわけ国際法に関して侵害を受けている非同盟の国々、外部からの力の行使の脅迫、政治的、精神的、物質的性質などの援助を通じて単独行動主義的な侵略行為あるいは抑圧的な措置の被害を受けている諸国民の間の団結と連帯を引き続き強化する。
10. 国際法、外交関係についてのウィーン条約、領事関係についてのウィーン条約、国連総会の当該決議にしたがい、また外交施設に対する力による不法な押収を避けるために、外交・領事使節の館員、施設の安全と保護、また不可侵性を保障する諸国家の義務を強調する。また、外交官、外交施設、外交資産特有の特権の尊重は、国家と受け入れ国の関係とは別に、公的目的、特に多国間水準において外交目的の履行に関係していることを強調する。
11. 国際法の固有の基準の解釈の源泉として国際司法裁判所（ICJ）を最大限に利用する立場を推進し、適切であれば、非同盟運動加盟国間の協議を実施するにあたり、国際司法裁判所に諮問見解を要請することも考慮する。国際法を侵害して行われる抑圧的措置が平和と国際安全保障を破壊するような場合も同様である。
12. あらゆる形式のテロに反対する戦いの原則と断固とした責務の立場を再確認する。その意味において全加盟国は、テロ行為への資金供与を予防し、禁止する、テロ行為に関与している組織、個人へのあらゆる形の積極的あるいは消極的な支援を行うこと慎み、またテロ・グループのメンバーの募集及びテロリストへの武器の供給を禁止し、テロリストへの安全な避難、作戦、行動、募集の自由を拒否し、さらに避難の条件がテロ行為の実行者、組織者、支援者により乱用されないように予防すること、また、加盟国に、亡命を許可する際には亡命の申請者が計画的でなく、テロ行為の関係者が計画したり、支援したり、参加したりしたものではないことを保証するために適切な措置をとるよう要請する。

カラカス 2019年7月20日

(新藤通弘訳)

(2019年8月7日 新藤通弘)